

北海道大学大学院保健科学研究院規程

平成 20 年 4 月 1 日
海大達第 86 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人北海道大学組織規則（平成 16 年海大達第 31 号）第 27 条の 4 第 4 項の規定に基づき、保健科学研究院（以下「本研究院」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本研究院は、新たな保健科学研究を推進するための拠点を形成するため、保健科学に関する実践的な技術の開発に関する研究、革新的な検査、診断及び治療に関するシステムの開発及びその応用に関する臨床研究並びに健康科学に関連する研究領域を融合して体系化するための研究を行うことを目的とする。

(部門及び分野)

第 3 条 本研究院に、保健科学部門を置く。

2 保健科学部門に、次の 7 分野を置く。

基盤看護学分野

創成看護学分野

医用生体理工学分野

病態解析学分野

リハビリテーション科学分野

健康科学分野

(職員)

第 4 条 本研究院に、研究院長その他必要な職員を置く。

(研究院長)

第 5 条 研究院長は、本研究院の専任の教授をもって充てる。

2 研究院長は、本研究院の業務を掌理する。

(副研究院長)

第 6 条 本研究院に、副研究院長 1 名を置く。

2 副研究院長は、本研究院の専任の教授をもって充てる。

3 副研究院長は、研究院長の職務を助け、研究院長に事故があるときは、その職務を代行する。

(教授会)

第 7 条 本研究院に、本研究院に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営については、教授会の議を経て、研究院長が別に定める。

(研究生)

第 8 条 本研究院において特定の専門事項について研究しようとする者がある場合は、本研究院において適当と認め、かつ、支障のないときに限りこれを研究生として許可する。

2 研究生の受入れについては、北海道大学研究生規程（平成 3 年海大達第 3 号）の定めるところによる。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、本研究院の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究院長が定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。